

## 中山中学校生徒会会則

### 第1章 総則

第1条 この会は、仙台市立中山中学校生徒会という。

第2条 この会は、中山中学校生徒を会員とする。

第3条 この会は、会員全体が民主的で、はつらつとした明朗な校風をうちたて、民主的・意欲的な学校生活を創造していくことを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するために、各種機関を設置し、様々な活動を企画・立案・実行し、会員はそれに対して積極的に参加する。

### 第2章 機関及び活動

第5条 この会は、目的を達成するために次の機関をおく。

- (1) 生徒総会
- (2) 中央委員会
- (3) 生徒会委員会
- (4) 専門委員会
- (5) 学年協議委員会
- (6) 部長会
- (7) 地区生徒会
- (8) 特別委員会

第6条 生徒会総会は、本会の最高の議決機関であり、原則として毎年5月に開く。ただし、中央委員会で過半数の賛成があったとき、会長は臨時に招集しなければならない。

第7条 生徒総会では、次のことを協議、決定する。

- (1) 生徒会活動計画
- (2) 会則の改正
- (3) 予算・決算
- (4) その他

第8条 中央委員会は毎月1回の定例会をもつ。なお、中央委員会は、第6条に準じて開くことができる。

第9条 中央委員会は、予算、決算、会則改正、行事活動、その他重要事項について、審議・承認する。

第10条 生徒会執行部は、生徒会活動の執行機関として、計画を立案し、その執行にあたる。

第11条 専門委員会は、生徒総会、中央委員会の議決事項の執行にあたるほか、自主的に計画・立案し、活動する。専門委員会は、毎月1回の定例会をもつほか、随時開くことができる。

第12条 学年協議委員会は学年相互の連絡をとり、円滑な学年の活動ができるようにする。必要により、会を開く。各学年協議会は、各学級相互の連絡を深め、各学級の活動が向上するよう活動する。毎月1回の定例会をもつ。

第13条 部長会は、各部のつながりを深め、部活動を活発にするよう話し合う。

第14条 地区生徒会は、各地区の連絡、校外活動などについて、協議立案する。

第15条 特別委員会は会長が必要と認め、中央委員会の承認を得たとき、設置することができる。特別委員会は、その目的とする行事に関して、計画立案し、運営にあたる。

第16条 会議は、すべて構成員の3分2以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の賛成によって決定する。可否同数のときには、議長の決定するところによる。

### 第3章 構成

第17条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 (2) 副会長2名 (3) 書記4名 (4) 会計3名

第18条 役員は次の仕事をする。

- (1) 会長は会を代表し、会務を総括する。  
(2) 副会長は、会長を助け、会長が事故あるときは、これを代行する。  
(3) 書記は、会議の記録、生徒会の事務、情報収集、広報、一切の庶務的仕事を担当し、統計など保管する。  
(4) 会計は、財務上の一切の記録を保管し、予算の準備、決算の報告、その他必要な会計事務を担当する。

第19条 役員の実選は、別に定める選挙管理規定による。

第20条 役員の実任期は、10月15日から翌10月14日までの1期間とする。なお、役員の実転校などによる交代は、前任者の残任期間とし、次点のものをあてる。

第21条 中央委員会は、生徒会役員、学年協議委員、専門委員長で構成する。

第22条 この会に次の専門委員会を置く。専門委員会は、各クラス2名で構成する。また、学級の実状況に応じて1名加えることができる。

- (1) 保健委員会 (2) 広報委員会 (3) 図書委員会 (4) 給食委員会  
(5) 環境委員会

第23条 学年協議委員は各クラス学級委員2名によりなる。

第24条 部長会は、運動部、文化部の部長よりなる。

第25条 地区生徒会は、各地区の会員よりなる。地区班長会は、地区の班長よりなる。

第26条 特別委員会委員の実任期は、特別委員会が設置された時期より、その任期が終了したときまでとする。

第27条 専門委員、学級委員の実任期は4月（それぞれが決定してから）より10月14日までと10月15日より翌年4月（それぞれが決定する）までの2期制とし、再任は原則として認めない。また、部長の実任期は10月14日まで、地区生徒会の班長の実任期は4月から翌年3月まで（1年を通す）とする。

#### 第4章 会計

第28条 この会の活動を活発に、維持運営されるための会員の会費は1か月360円とする。

第29条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

#### 第5章 会員の権利と義務

第30条 会員は、生徒総会に出席し、討議及びその議決に参加する権利、義務をもつ。

第31条 会員は、役員を選挙、また選挙される権利、義務をもつ。

第32条 会員は、すべての委員会を傍聴する権利をもつ。

第33条 会員は、役員会等の運営について意見を述べる権利をもつ。

#### 第6章 改正

第34条 会則の改正は、まず中央委員会において審議し、生徒総会において過半数の賛成によって行われる。

#### 第7章 補則

第35条 生徒会の決定は学校長の承認を得なければならない。

第36条 この会の施行に際して、必要な細則はそれぞれの機関で立案し、中央委員会で審議し、承認する。

第37条 学級委員、専門委員、特別委員は兼ねることはできない。ただし、中央委員会が必要と認めた場合はその限りではない。役員はそれら全てを兼ねることはできない。

第38条 この会則は昭和49年5月7日より施行する。

## 生徒会選挙管理規定

第1条 選挙は会則の規定により、選挙管理委員会を構成し、その指示によって行う。

第2条 選挙管理委員は、各組1名選出する。

第3条 選挙管理委員会は、選挙に関する運動、選挙人名簿投票審査、その他の規定を作り事務処理をする。

第4条 役員は、生徒会長1名(2年生より)、副会長2名(1, 2年生各1名)、書記4名、会計3名の計10名とする。

第5条 選挙は、「会長」「2年副会長」「1年副会長」の3つを行う。

第6条 立候補者が1名の場合は、信任投票を行う。

第7条 会長、副会長以外の役員は、2年生から5名、1年生から2名とし、当該学年の中から会長が委嘱する。もし、後日、欠員が生じた際は、会長が改めて委嘱する。

第8条 投票は無記名投票とする。

第9条 立候補するには20名以上の推薦者の署名と推薦責任者2名を必要とし、選挙告示の日より7日以内に選挙管理委員会に届け出なければならない。

第10条 立候補者は、選挙管理委員会の承認によるポスター掲示、放送演説、学級訪問、立会演説による選挙運動をすることができる。

第11条 立候補者以外の選挙活動は、応援演説1名、学級訪問2名以内とする。

第12条 選挙活動の際、非常識な手段による投票の依頼をしてはならない。

第13条 選挙管理規定の改正等にあたっては、選挙管理委員会、もしくは、それに相当する機関で原案を作成し、中央委員会、生徒総会で審議・承認することとする。